

議員提出議案等 ー 令和5年9月定例会

発議番号	議案名等	議決結果	議決日
発議第7号	独居者の弔いに関する制度の見直しを求める意見書（案）	可決	10月2日
発議第8号	保育所保育施設の職員配置基準等の改善を求める意見書（案）	可決	10月2日
発議第9号	少人数学級の実現と教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書（案）	可決	10月2日
発議第10号	核兵器禁止条約の実効性を高めるための主導的役割を果たすことを求める意見書（案）	可決	10月2日

※ 次ページから発議の内容を掲載しています。

令和5年（2023年）10月2日

三次市議会議長 様

提 出 者

議 員 大 森 俊 和

〃 保 実 治

〃 杉 原 利 明

〃 黒 木 靖 治

〃 藤 岡 一 弘

〃 掛 田 勝 彦

〃 月 橋 寿 文

〃 山 田 真 一 郎

独居者の弔いに関する制度の見直しを求める意見書(案)の提出について

地方自治法第99条及び三次市議会会議規則第14条の規定により、上記意見書（案）を次のとおり提出する。

提出先

内閣総理大臣	岸田文雄様
総務大臣	鈴木淳司様
厚生労働大臣	武見敬三様
衆議院議長	細田博之様
参議院議長	尾辻秀久様

発議第7号

独居者の弔いに関する制度の見直しを求める意見書(案)

超高齢化社会を迎えた今日、家族関係の希薄化により、人生の最後を一人で迎え、死後の引取り手がない人が増えている。

総務省が自治体を対象に行った調査では、2018年4月から2021年10月までの死亡者のうち、引取り手のなかった人は約10万6000人に上った。引取り手のない死者が今後も増えていくことは避けられないだろう。

墓地埋葬法は、火葬や埋葬を行う人がいない、あるいは判明しない場合、死亡地の自治体が行うと規定している。

生活保護法に基づく葬祭扶助は21年度4万8789件、20年前の約2.4倍に増えた。21年度の全国の死者数(約144万人)の3パーセントにあたる。

自治体は住民基本台帳や戸籍などをもとに家族などの引取り手を探すが、疎遠や経済状況を理由に引取りを断る例が増えている。

終戦直後(昭和23年)に出来た墓地埋葬法は、家族による弔いを前提としており、自治体が火葬や埋葬を行うのは主に身元不明者だった。

また、身寄りのない独居高齢者が死亡し、自治体が葬儀を行ったものの、遺骨の引取り先が見つからないケースが増えている。遺骨の保管を巡る統一ルールは未整備のままである。

2021年10月、全国の自治体で管理・保管していた無縁遺骨は約6万柱あった。

自治体が火葬代などの葬祭費を立て替えた後に、本人の遺留金を充てるなどし

ているが、半数強は遺留金がなく、自治体負担している。

現金は自治体の裁量で葬儀費に充てることが出来るが、預貯金を引出せないケースもある。

遺留金は自治体が裁判所に申立て、最終的には国庫に納めるのが原則だが、自治体には事務負担がかかるばかりだ。制度が現状に追いついていない。現行制度は高齢者の独居者や、引取り手がない死者がここまで増えることを想定していなかった時代に作られている。遺留金は、国だけでなく自治体にも帰属させ、お金を残さずに亡くなった人の葬儀や相続人の調査に充てられるようにするのが現実的な策ではないか。よって次の事項について見直しを求める。

記

- 1 遺骨の保管を巡る統一ルールの整備
- 2 金融機関に対して預貯金の引出しに関する法整備
- 3 自治体の負担増に対する補助制度の創設
- 4 現状に即した法改正

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年（2023年）10月2日

三 次 市 議 会

令和5年（2023年）10月2日

三次市議会議長 様

提 出 者

議 員 竹 原 孝 剛

〃 保 実 治

〃 伊 藤 芳 則

保育所保育施設の職員配置基準等の改善を求める意見書(案)の提出
について

地方自治法第99条及び三次市議会会議規則第14条の規定により，上記意見
書（案）を次のとおり提出する。

提 出 先

内閣総理大臣	岸 田 文 雄 様
総務大臣	鈴 木 淳 司 様
財務大臣	鈴 木 俊 一 様
文部科学大臣	盛 山 正 仁 様
厚生労働大臣	武 見 敬 三 様
内閣府特命担当大臣（こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画）	
	加 藤 鮎 子 様
衆議院議長	細 田 博 之 様
参議院議長	尾 辻 秀 久 様

発議第8号

保育所保育施設の職員配置基準等の改善を求める意見書(案)

子どもは、他の何ものにも代えることのできない大切な存在である。

しかし、近年、公立・私立に関わらず保育施設において、子どもの尊い命が失われるという事態が生じている。もはや子どもの命と安全が危機的な状況にあると言わざるを得ない。

保育施設での重大事故は、保育士や事務職員等の人員不足が大きな原因であることは明らかである。

市街地の保育所では一クラスの入所児童が多い、また郊外の小規模保育所では入所児童が少ないことによる異年齢での混合クラスで保育が行われるなど、いずれにしても保育士一人がみる子どもの人数が多いため子どもの最善の利益を考えた保育が行えない状況となっている。支援保育士の配置に関しても十分ではなく生活に支援が必要な子どもをはじめ、全入所児童に対し、きめ細かい保育ができる人員配置ではない。

保育所待機児童問題が発生し、保育施設が急増した一方で、仕事内容や責任に見合わない低い処遇により人が集まらず人員不足が一層深刻化しており、一人ひとりの保育士の努力では限界にきている。

コロナ禍の中，保育の質の維持・向上に神経を使い，心をすり減らしながら精一杯働く保育士等職員が疲弊し職場を去ることのないよう，また子どもの健やかな育ちを保障できるよう適切な人員配置基準に改善することと合わせ，安心して働き続けることのできる処遇に速やかに改善することが必要である。

子どもの命と安全を守ることができずに輝かしい未来は存在しない。

保育士の保育施設配置基準を少なくとも先進国並みの配置基準に改善すべく，政府に対し，次のとおり要望する。

記

- 1 安心・安全な保育を提供するため，先進国並みの配置基準に改善すること。
- 2 年齢別保育ができる人員配置及び支援保育士の拡充等，発達過程に見合った人員配置を行うこと。
- 3 保育施設・学童保育施設等職員の処遇を改善し，標準的な労働者の年収を確保するための予算を措置すること。また，正規職員としての就労を希望する非正規職員の正規化及び会計年度任用職員の雇用安定を促すための支援策を講じること。
- 4 保育施設・学童保育施設で働く職員の人員確保策を迅速に策定・実施すること。

以上，地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年（2023年）10月2日

三 次 市 議 会

令和5年（2023年）10月2日

三次市議会議長 様

提 出 者

議 員 保 実 治

〃 伊 藤 芳 則

〃 新 田 真 一

少人数学級の実現と教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度
拡充を求める意見書(案)の提出について

地方自治法第99条及び三次市議会会議規則第14条の規定により、上記意見
書（案）を次のとおり提出する。

提 出 先

内閣総理大臣	岸 田 文 雄 様
総務大臣	鈴 木 淳 司 様
財務大臣	鈴 木 俊 一 様
文部科学大臣	盛 山 正 仁 様
衆議院議長	細 田 博 之 様
参議院議長	尾 辻 秀 久 様

発議第9号

少人数学級の実現と教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書(案)

子どもたちをめぐる社会状況は刻々と変化している。貧困・いじめ・不登校・教職員の長時間労働や未配置など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを保障するための教育諸施策は多岐にわたる。また教職員の長時間労働は改善が一向に進まず、教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっている。

2021年の法改正により、小学校の学級編制標準は段階的に35人に引下げられるものの、今後は小学校に留まることなく、中学校・高等学校での早期実施も必要である。一方、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もあるが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題である。義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引下げられた。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし子どもたちが全国のどこに住んでいても一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠である。

よって国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請する。

記

- 1 中学校・高等学校での35人学級を早急に実施すること。また、児童・生徒の背景・実態に沿った教育が実施できる体制整備を推進すること。
- 2 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。
- 3 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度の負担割合を引き上げること。
- 4 教職員の担い手不足の原因を明らかにし、対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年（2023年）10月2日

三 次 市 議 会

令和5年（2023年）10月2日

三次市議会議長 様

提 出 者

議 員 竹 原 孝 剛

〃 小 田 伸 次

〃 宍 戸 稔

〃 齊 木 亨

〃 横 光 春 市

〃 藤 井 憲一郎

〃 徳 岡 真 紀

〃 中 原 秀 樹

核兵器禁止条約の実効性を高めるための主導的役割を果たすことを
求める意見書(案)の提出について

地方自治法第99条及び三次市議会会議規則第14条の規定により、上記意見
書(案)を次のとおり提出する。

提出先

内閣総理大臣	岸田文雄様
外務大臣	上川陽子様
衆議院議長	細田博之様
参議院議長	尾辻秀久様

発議第10号

核兵器禁止条約の実効性を高めるための主導的役割を果たすことを求める意見書(案)

昨年6月に開催された核兵器禁止条約第1回締約国会議では、核兵器の非人道性を再確認するとともに、核兵器に依存した安全保障を批判し、条約への参加促進や核被害者援助など、条約の内容を実現する方策を盛り込んだ最終文書である「ウィーン宣言」と具体的な手段や行動を定めた「ウィーン行動計画」が採択された。

この会議には、核の傘の下にありながらオブザーバー参加した国があったものの核保有国やその同盟国の多くは参加せず、今後、核兵器禁止条約の実効性を高めるためには、これらの国の参加が大きな課題となっている。

また、核兵器禁止条約の効果的な運用と発展のためには、核保有国やその同盟国を始め多くの国が参加し議論が行われることが重要である。

こうした中、本年5月、被爆地である広島においてG7広島サミットが開催され、G7首脳が平和記念公園を訪れ被爆の実相に触れるとともに、G7として初めて、核軍縮に焦点を当てた「核軍縮に関するG7首脳広島ビジョン」が発出された。

被爆から75年以上が経過した今もなお核兵器使用のリスクに世界が直面する中で、唯一の被爆国である我が国は、核兵器廃絶の実現に向け特別の役割と責任を負っている。

よって、国会及び政府におかれては、核兵器のない世界に向けた国際的な機運が高まっているこの機会を逃すことなく、下記の事項を行動に移すことにより、

核保有国と非核保有国の橋渡しに努めるなど，核兵器禁止条約の実効性を高めるために主導的役割を果たされるよう強く要望する。

記

- 1 核兵器禁止条約を早期に署名・批准すること。まずは，本年11月に開催予定の第2回締約国会議にオブザーバーとして参加すること。
- 2 その上で，核保有国を含む核兵器禁止条約に署名・批准していない国に対し，署名・批准を要請すること。

以上，地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年（2023年）10月2日

三 次 市 議 会